

# 幌延町の高レベル核廃施設誘致を巡る住民訴訟

滝川康治

利尻・礼文・サロベツ国立公園の南に位置する北海道幌延町。この酪農を基幹産業にする人口約三四〇〇人の過疎の町が、八四年春の動力炉・核燃料開発事業団（動燃）による高レベル核廃棄物施設（貯蔵工学センター）立地計画の表面化以来、多くの道民の関心を集めてきた。過疎脱却を旗印にする町当局の誘致運動と、原発のトイレづくり<sup>レ</sup>に焦る原子力行政の利害が一致して、登場したのが同施設の立地計画。だが、周辺酪農民を中心にした粘り強い住民運動や広範な道民世論の反発・道知事の反対姿勢などが結びつき、今や計画を事実上の凍結状態にまで追い込んだ。

九〇年一月一二日、幌延町の住民一〇人が上山利勝町長を相手取って、貯蔵工学センター立地推進道北議員協議会（以下、議員協と略）に対する補助金支出の差し止

めなどを求める住民訴訟を旭川地裁に起こした。町民世論が二分する中で、道北八市町村の推進派議員のみで構成する団体に対して町が行なった公費支出は地方自治法違反<sup>一</sup>というのが原告側の主張である。

同訴訟は現在審理が進行中だが、前段の住民監査請求の経過を含めて報告し、地方自治の貧困と原子力行政の矛盾が生んだ「幌延計画」の一断面を検証したい。

## ● 過疎の弱みにつけ込む動燃計画

幌延町当局が原子力施設の誘致に乗り出したのは、酪農の規模拡大による負債増大、公共工事に依存する土建業の業績悪化が目立ってくる八〇年ごろにさかのぼる。

八一年二月、北海道電力に原発建設を陳情するが、立地の困難さを知らされ低レベル核廃棄物施設の誘致に矛先

たきがわ・こうじ

一九五四年北海道生まれ。和光大学人文学部中退。地方紙記者、酪農業などに従事。幌延問題を考える名寄市民の会、「幌延」補助金訴訟を支援する会などに参加している。

を転換。だが、八四年四月に同施設の下北立地が決定、その直後に飛び出したのが動燃の貯蔵工学センター計画だった。

同計画の概要は、約四〇〇ヘクタールの敷地に、①高レベルガラス固化体貯蔵プラント（固化体二〇〇〇本を貯蔵予定）②低レベルアスファルト固化体（TRU廃棄物を含む）貯蔵施設③熱や放射線を利用する研究開発棟④環境工学研究施設⑤深地層試験場⑥放射線管理施設――の六つを建設するという内容。建設費は約八〇〇億円、当初は九二年からの運用を目指していた。北の酪農郷を膨大な放射能集中地帯にする計画であり、反対世論が一気に噴出し、道内最大の政治問題にまで発展していく。

八五年一月、反対派の監視の隙を突いて、動燃がコンクリートの現地踏査を強行。その後も機動隊に守られながら、八七年夏までボーリング調査を続けた。だが、反対世論の前に立地調査以上には踏み込めず、八七年統一地方選で動燃を後押しする推進派道議の大量落選へと至り、動燃計画は手詰まり状態に陥った。

いったん頓挫したかに見えた立地計画だったが、動燃・科技庁・地元推進派は水面下で起死回生の策を練り、周辺町村にターゲットを絞った攻勢に出る。それは八九年夏ごろから表面化し、隣接の中頓別町議会での立地推進決議強行の動き、科技庁担当者による天塩港への核廃棄物荷揚げ発言（港湾整備と抱き合わせの利益誘導）など

となって表れる。議員協の設立は、この一連の流れの中に位置づけられる。

#### ● 「立地推進議員協」へ補助金交付

議員協は、幌延町とその周辺の一市七町村の誘致推進議員六三人によって、八九年一〇月二一日に発足した。貯蔵工学センターの「早期実現を推進」することを目的に、「関係市町村の理解と協力を得るための運動展開」を図ると規約にある。設立総会では関係省庁、道などに立地推進を陳情するとともに、全道的な誘致期成組織の結成を目指すなどと当面の事業計画を決定。事務局を幌延町議会事務局に置いた。

議員協の初年度予算は収入総額約三五一万円、うち実に九四％を占める三三〇万円を幌延町からの補助金で賄い、残り二二万円が会費という内容。その補助金は議員協発足前の九月、町議会で可決された一般会計補正予算案に盛り込まれていた。

各議員がポケットマネーを出し合い、誘致運動をやるというのなら（立場は別として）まだ理解できる。しかし、これでは議員協は幌延町が育成するトンネル団体にすぎないことを、予算面で証明しようなのだ。

「町のやり方はひどすぎる」という声も、それまで推進側に押されつつ放しだった反対派住民の間に広がり、同年十一月一四日、酪農民、公務員、会社員ら一五人が補助

金支出の取消などを求めて住民監査請求に踏み切った。

①立地の賛否が世論を二分している中で、立地推進を図ろうとする議員協の活動は公益になっていない

②他市町村議員への支出は、自治体としての補助の枠を明らかに逸脱している

③補助金の交付決定時には団体所在地や名称、代表者らの氏名、予算内容などは決まっておらず、かかる時期での財政援助の決定は不当である

④町議会の議決後、一月上旬に議員協から補助金交付申請書が提出されており、手続きが逆である

⑤公益性のない団体の窓口を地方自治体の議会事務局が担当するのは違法不当である

請求書はこれらの理由を挙げて、今回の補助金支出は「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と定めた地方自治法第二三二条の二に違反する——と指摘。補助金交付の決定取消しと次年度以降の交付を行なわないよう求めた。

一カ月後に出された監査結果は、住民たちを失望させる。

筋違いなのは、監査結果の前段で「エネルギー資源の乏しい我が国が、国民生活の水準を維持し向上させていくために、今後ますます原子力発電を推進しなければならぬ」と、異例の原発推進論を展開している点。こう

した見地から、住民たちが主張する地方自治法上の違法・不当性については、「誘致を推進している町としては一大懸案事項」だから、それに取り組む議員協の活動は「公益性がある」と一刀両断のさばき、すれ違いばかりが目立つ内容だった。

ちなみに同町の監査委員は、議員協の会員でもある酪農家町議と商店主の二人。行政ルールに沿った予算措置だったのかを問うた請求者たちにとって、この監査結果では話にならず、「もつと委員の生の意見を示してほしい」という声が聞かれた。

● 監査請求を不服に住民訴訟へ

年の瀬のせわしい時期に住民たちは会合を開き、住民訴訟を提起することを決める。これを聞いて、今までつながりのあった旭川や札幌、名寄などの市民団体の会員らが集まり、支援グループを結成することになった。

「私たちがルールを要求しても、推進派から『町長、金があるから出してやれ』といわれると、町はすぐに応じてきた。今まで我慢してきたが、よその町の議員たちに金を払うほど幌延は豊かな町じゃない。ここで提訴しなければ次々に公金を使われると思ひ、裁判に踏み切った。最終的には北海道に核のゴミを持ち込ませない運動としてやっていきたい」

提訴前の支援集会で、原告の一人で町議の川上幸男さ

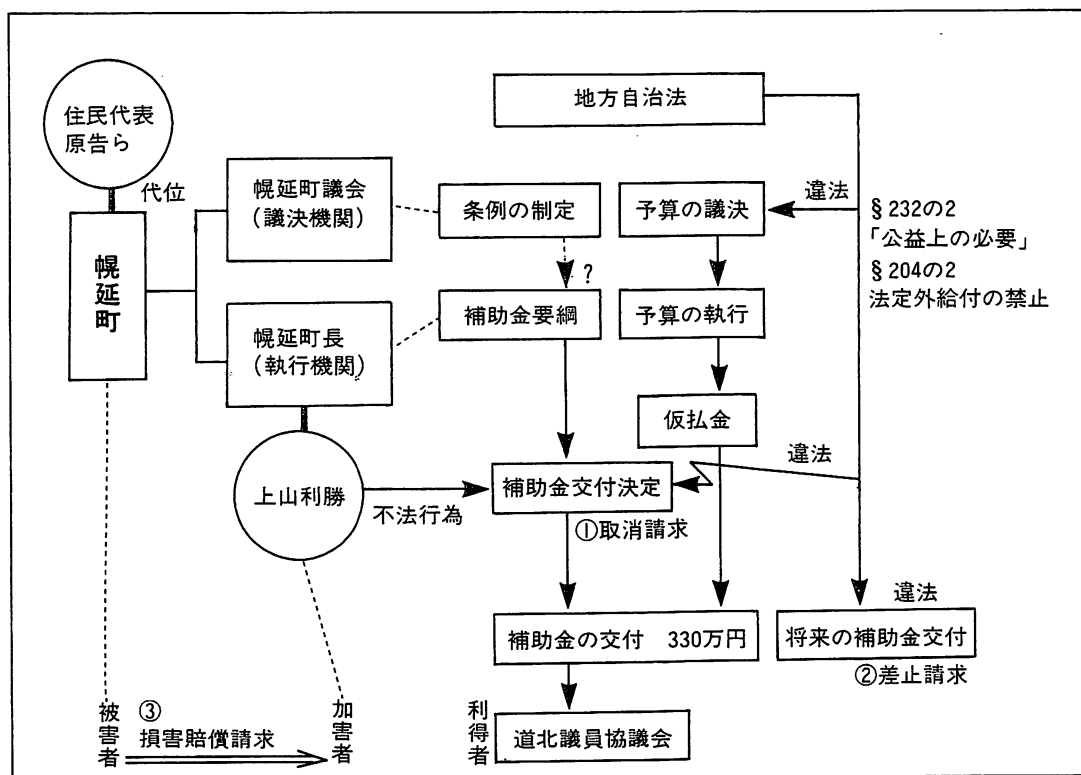
ん(酪農業)が訴えた言葉に、住民たちの思いが凝縮されている。

訴状の中で原告側は、地方自治法第三三二条の二の「公益上の必要性」を巡って、①補正予算の議決時、議員協会は発足前で、存在しない団体への公益性は判断できない②賛否が分かれているのに、推進のみを目的とする議員協会の活動は町民全体の利益につながらない——と主張。補助金は実質的に議員協会の政治活動資金であり、法定外の報酬などの支給を禁じた同法二〇四条にも違反する、とした。

そして、①補助金三三〇万円の交付決定の取消し②今後の補助金支出の差止め——を公人の上山町長に、既に支払われた補助金の損害賠償を上山氏個人に求めたのである(図参照)。

この裁判は動燃計画の是非を直接法廷で争うものではない。あくまで地方自治法に基づいて、公金支出の違法性を争う形をとっている。

最大の争点は「公益性の有無」だが、前述したように議員協会の性格は一見して政治的団体であることは明白。全道民的に賛否の意見がある中で、このような団体に対する公金支出は、憲法によって立つ諸原理を根底から破壊することになる——一〇人の弁護士(上田文雄事務局長)は、こうした主張を基本に法廷論争を展開している。既に四回の口頭弁論が行なわれ、原告側は「公益性の



有無」の判断材料に資するために議員協役員ら七人の証人調べを申請しているが、現在は「政治的団体かどうか」を巡る入り口論争の段階である。本格的な審理は九一年に持ち越されることになる。

● ————— おわりに

第一回口頭弁論のあった三月一三日、猛吹雪が幌延周辺を襲った。吹き溜まりに行く手を阻まれ、原告たちはついに出庭をあきらめる。原告のうち酪農民は七人。旭川までは車で片道四時間、朝晩の乳搾りの手を休めて出庭するのは、地方自治のルールを問い、自らの「生きる場」を守る闘いなのである。

原子力施設の立地に絡んで推進派団体への公金支出が争点となり、裁判に持ち込まれたのは、これが国内初の事例。それほど、なりふりかまわぬ誘致運動といえるだろう。

幌延町当局は、八四年に民間の「原子力関連施設誘致期成会」に対して補助金交付を認めたのを皮切りに、毎年数百万円ずつ交付を続けている（同期成会もまた、議員協同様に補助金依存の運営である）。さらに約一〇年間にわたり、実りのない誘致運動のために町長、町議（現在、定数一四のうち反対派は原告の川上さんただ一人）、町職員らが使った公費、推進PRを目的とする講演会開催などの費用（これも公費）は、総額一億円以上にももの

ぼるともいわれる。財政難に悩む過疎の町にとって、これは多額の出費である。

さらに、核廃施設の熱利用をも織り込んだ町による花卉栽培の用地確保に、町長個人の所有地を提供するといった公私混同の体質、道内でも数少ない町役場に職員組合がないことがもたらすチェック機能の欠如（自治労働にとつて、同町の職組結成は急務だと思っただが……）などが、地方自治のルールを無視した町政運営の背景にあることも見逃せない。

監査請求から一年、よどんだ幌延のマチにも徐々に変化の兆しが表れている。ずさんな公金支出の実態が法廷に持ち込まれたり、今年七月の道議会で「立地反対決議」が可決されたこともあって、町当局の対応が慎重になり、議員協の会長職にある幌延町議が辞表を提出するなどの動きも出てきたという。一二月二日投票の町長選では推進派が分裂し、「反現職」を掲げる新人が地区労陣営と相乗りする構図も生まれた。

長い間、他力本願の町行政と場当たりの原子力行政に翻弄され続けてきた幌延のマチに、いま少しずつ地方自治本来の光が差し込んできたようだ。

※「幌延」補助金訴訟の会（山内亮史代表）では、各地からの支援カンパを募っています。ご協力を！

〈連絡先〉旭川市七条西六丁目 古川雅志方 電話〇一六六（二五）二七五九 郵便振替 旭川5119239